

標準処理期間の未設定理由

番号 13

処 分 名	一般廃棄物処分場の変更の許可
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項	第7条の2第1項
所 管 課	廃棄物対策課

【標準処理期間を未設定とした理由】

許可に際しては、一般廃棄物処理計画の変更等を検討する必要があり、その検討期間が申請内容によって大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。